

不正行為について

1 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、それ以後の受験はできません。また、既に受験したすべての教科・科目の成績も無効となります。

- ① カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験生の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ② 使用の認められたもの以外の用具を使用して問題を解くこと。
- ③ 「解答はじめ」の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。
- ④ 照合票(大学院は願書)に本人以外の写真を貼ること。
- ⑤ 本人に代わって受験し、又は受験させること。
- ⑥ 試験時間中に答えを教えるなど他の受験生を利するような行為をすること。
- ⑦ 試験時間中に携帯電話・スマートフォン・腕時計型端末や電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類を使用すること。
- ⑧ 「解答やめ。鉛筆を置いて問題冊子を閉じてください」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。

2 上記1以外に次のことをすると不正行為になることがあります。指示に従わず、不正行為となった場合の取扱いは、1と同様です。

- ① 試験時間中に携帯電話等や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に多大な影響を与えること。
- ② 自身を利するような虚偽の申し出をすること。
- ③ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ④ 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- ⑤ その他、試験の公平性を損なう行為をすること。